資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は会社設立後最初の事業年度未到来のため貸借対照表の開示はありません。

平成二十四年五月二十四日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目七番一二号

株式会社和がき

代表取締役　齋藤　浩昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百万円減少し、三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年五月七日

掲載頁　六十一頁（号外第一〇〇号）

平成二十四年五月二十四日

東京都品川区大崎一丁目二〇番二三号

株式会社ケネスターナー・トウキョウ

（旧商号　株式会社アキヨ・アンド・ケー）

代表取締役　小谷　章代

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年五月二十四日

横浜市青葉区美しが丘二丁目三八番地三

有限会社サンプラザ

取締役　田口　洋子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇万円減少し、九九〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年五月二十四日

京都市下京区東洞院通綾小路下る扇酒屋町二七五番地の二

有限会社長砂ビル

代表取締役　長砂　耕子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年六月八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年五月二十四日

宮城県大崎市古川駅南一丁目九番地

株式会社医薬品情報センター

代表取締役　神名川博史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月二十四日

静岡県静岡市駿河区下島七四番地の一

静岡生化学株式会社

代表取締役　鈴木　一寿

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十四年五月二十四日

広島市安佐北区可部南二丁目一五番三五号

株式会社ミツヤ

代表取締役　原田　耕次

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月二十四日

山口県岩国市装束町五丁目五番一三号

回天化工機工業株式会社

代表取締役　前野　裕幸

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である室圭介が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月二十四日

東京都渋谷区東三丁目一二番八号

Ｂｒｅｅｚｅ　Ｇｉｕｌｉａｎｏ　Ｆｕｊｉｗａｒａ　Ｉｎｃ．

日本における代表者　室　圭介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月二十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

エスエスエフ・スリー・エビス・プリファード・リミテッド

日本における代表者　井出　清彦

限定承認公告

本籍福島県福島市上野寺字西原六番地、最後の住所福島県福島市上野寺字西原六番地の二

被相続人　亡　丹治　弘行

右被相続人は平成二十四年二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年五月十六日福島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十四日

福島県福島市上野寺字西原六番地の二

限定承認者　丹治　将弘

限定承認公告

本籍東京都中野区上鷺宮二丁目三九七番地、最後の住所東京都中野区上鷺宮二丁目四番三六号

被相続人　亡　小木　護

右被相続人は平成二十三年十二月二十九日に死亡し、その相続人小木登代子は平成二十四年五月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十四日

東京都千代田区神田駿河台二丁目八番瀬川ビル四階お茶の水共同法律事務所

限定承認者小木登代子

代理人弁護士　清水由規子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億七千万円減少し、十七億三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年六月二十六日であり、社員総会の決議は平成二十四年五月十七日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年九月二十二日

掲載頁　一一八頁（号外第二〇六号）

平成二十四年五月二十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ２０特定目的会社

取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十二億七千万円減少して三千万円とし、発行済優先出資二万五千四百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年六月二十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年五月二十四日

東京都港区赤坂五丁目四番七号Ｔｈｅ　Ｈｅｘａｇｏｎ　七Ｆ　ＭＶＷ特定目的会社

取締役　今村　修二

正誤

ページ	段	行	誤	正
五一	下	四	同条	第二十一条の二
〃	〃	一三	同条第七項	第二十一条の二第七項
五五	上	終りから二	七行頭を一字下げる。	
五八	下	一四	別記二十九号	別記第二十九号

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十四日付第一一三号

月五日付衆会第一三号二四ページ●同（その二）二四八

六四ページ●同日付政府調達第九七号二四ページ●四ページ●三月三十日付参会第一〇号（その一）二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）